

食品廃棄物等
適正処理
ガイドブック



目次

まえがき	2
用語の解説	2
はじめに	3
1 廃棄物を出す者（排出事業者）の責務	
(1) 排出事業者の処理責任	4
(2) 産廃の処理委託	
①産廃業者の選定	4
②委託契約の締結	6
③引渡しに伴うマニフェストの交付	6
④実際の処理状況の確認	8
2 取組事例などの紹介	11
おわりに	12
(参考資料) チェックリスト	13

京都府ごみ減量推進イメージキャラクター

名前	なすまる
年齢	推定 2000 歳（まゆまると同年代）
性別	おとこのこ
性格	からすてんぐの力強さと、賀茂なすの丸さをあわせ持つ
もちもの	熊手：環境を守らない悪い気持ちを心からかき出す瓢箪と鞆：ごみを出さないマイボトルとマイバッグ
好き	ごみを出さない取組と一緒にしてくれるお友だち環境のためになる取組
嫌い	たくさんのごみ 環境を壊してもいいや、という悪い気持ち



平成 28 年 1 月、愛知県の産業廃棄物処理業者（以下「産廃業者」）が、食品製造業者から産業廃棄物（以下「産廃」）として処理するよう委託されていた食品廃棄物を、再度、食品として転売していた事案が判明しました。

京都府では、本事案を食の安心・安全や産廃の適正処理制度を根幹から揺るがしかねない大きな問題と捉えています。

本事案が発生した一因は、産廃業者により不適切なマニフェストの取扱いがされたことはもちろんのこと排出事業者による産廃の発生から最終処分までの処理確認が不十分であった可能性も考えられます。

本事案の発生を受け京都府では、転売の再発防止に向けた取り組みとして、排出事業者である食品関連業者の皆さまが未然に対策を講じやすくすることを目的に、本ガイドブックを作成しました。

本ガイドブックでは、まず、簡単に排出事業者の責務を解説した上で、産廃業者の選定時、廃棄物の引渡し前、引渡し後及び最終処分までの処理状況の確認等において行える対策を紹介しています。

なお、発生する食品廃棄物の種類、発生量、委託頻度、管理体制等により、求められる対応は変わります。

今回の事案をきっかけに、自社に適した対応策を検討し、社内ルールの策定や周知・徹底（従業員教育）を図りましょう。本ガイドブックがその一助となれば幸いです。

【用語の解説】

廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物：ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体

その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

産廃：産業廃棄物

処理：適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などの総称

産廃業者：産業廃棄物処理業の許可を取得した者

産廃処分場：産廃業者の中間処理及び最終処分の事業場

マニフェスト：産業廃棄物管理票

電子マニフェスト：情報処理センターである日本産業廃棄物処理振興センターが運営するインターネットを利用したマニフェスト

はじめに

廃棄物処理法では、産廃であるものとして 20 種類が定められており、それら以外は一般廃棄物となります。(表 1 及び 2)

表 1 廃棄物の基本的区分

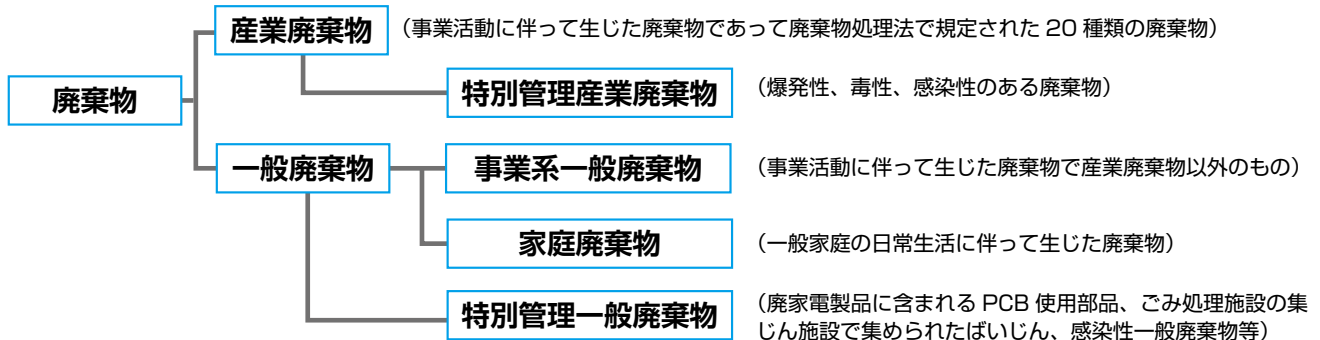


表 2 産業廃棄物の種類と具体的な例

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	(4) 廃酸	写真現像廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	(10) 鉱さい	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等
	(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物であって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等が含まれるもの
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚めん羊、にわとり等のふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固形化物）		



ポイント

同じ種類でも排出事業者の業種により、産廃になるものや一般廃棄物になるものがあります。

(例) 食品製造業から排出される動植物性残さ → 産業廃棄物
レストラン・弁当販売店から排出される残飯 → 一般廃棄物

なお、本ガイドブックでは、主に産廃である食品廃棄物の適正処理方法についてご紹介します。一般廃棄物については、市町村で処理されていることや食品リサイクル法上の特例措置などの扱いがありますので、事業場が所在している市町村に確認して一般廃棄物として適正に処理してください。

※ 廃棄物処理法とその処理委託については、一般社団法人京都府産業廃棄物 3R 支援センター発行の「排出事業者のための処理委託のポイント」で分かりやすく、そして詳しく解説されています。是非、ご参照ください。

「排出事業者のための処理委託のポイント」(2012年9月初版、2015年11月第4版)

発行：一般社団法人京都府産業廃棄物 3R 支援センター（以下「3Rセンター」） 電話：075-322-0530、FAX：075-322-0529
E-mail：info@kyoto-3rbiz.org URL：http://www.kyoto-3rbiz.org/

1 廃棄物を出す者（排出事業者）の責務

（1）排出事業者の処理責任

日々の仕事で出る産廃の処理責任は、それが最終的に埋め立てられたり、リサイクルされ廃棄物でなくなるまで（いわゆる最終処分まで）の間、その産廃を出した排出事業者課せられ、また、最終処分されるまでの間、排出事業者には処理が適正に行われるために必要な措置をとる責任（注意義務）があります。

そのため、許可を有する産廃業者に処理を委託したとしても、その責任は免れられません。

また、処理の途中で産廃が不法投棄されるなど不適正な処理がされた場合、不法投棄をした者だけでなく、排出事業者に対しても産廃の撤去などの措置命令がされることがあり、また、排出事業者の代表者や担当者が罰せられ、名前が公表されるなど、会社全体の社会的信用の低下は免れず、企業のブランドイメージの低下にも繋がります。



ポイント

不適正な処理がされないためにも、処理を委託した産廃業者の中間処理及び最終処分の事業場（以下「産廃処分場」）を訪問するなど、自らの目で確認し、より適正に処理が行われる産廃業者に処理を委託することが非常に重要です。

（2）産廃の処理委託

産廃業者に処理を委託する場合、一般的に次の①～④の流れになります。

それでは各段階におけるポイントを解説します。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 産廃業者の選定 | ② 委託契約の締結 |
| ③ 引き渡しに伴うマニフェストの交付 | ④ 実際の処理状況の確認 |

① 産廃業者の選定

まず、産廃業者が、処理委託する産廃を適正処理できるか確認する必要があります。

例えば、動植物性残さを処理委託する場合、産廃業者が動植物性残さを処理できる許可を持っていたとしても、実際の処理方法は各々の産廃業者により異なります。（例：堆肥化、焼却など）

このため処理委託する動植物性残さなどの産廃の性状によっては、処理できない可能性があります。

また、処理費用があまりにも安い場合、実際に説明された処理内容とは違う不適正な処理（無断での再委託、転売、不法投棄、不法焼却など）がされている可能性が考えられます。



ポイント

許可を持っているだけで安心してはいけません。実際に処理できるかを産廃業者と入念に打ち合わせ、信頼関係を築くことが重要です。また、実際に処理ができるか産廃処分場を確認し、加えて適正な処理料金であるかを考慮することが重要となります。

～信頼できる産廃業者への委託～

産廃業者の選定が重要であるということを理解いただけたと思います。

処理委託をする産廃業者が法違反などしていたり、会社情報を隠していたり、社内での規律が乱れていたりとすると自ずと不適正な処理がされる可能性が高くなると考えられ、信頼がおけません。

ここで、より信頼できる産廃業者の選定のポイントを以下のとおり紹介します。

● 違反行為などをし、不利益処分（許可取消、事業停止など）がされていないか

➔ 遵法性を確かめることができます。

廃棄物処理法違反などで取消処分等されている場合、その情報の多くは自治体のHP等に掲載されています。

必要に応じて、許可している自治体に確認することも有効です。

(京都市及び京都府の行政処分一覧 HP)

京都市：<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000086303.html>

京都府：<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/1287654199580.html>

● インターネット等を利用して情報の開示をしているか

➔ インターネットで事業計画や財務状況等が公開されている場合があります。

事業計画等で産廃がどのように処理されているか全体像がわかり、また、財務状況が良い場合、不正に利益を得るような違反行為を行う可能性は低いと考えられます。

また、公開されていなくてもそれらの情報を産廃業者に直接確認することも一考です。

● 産廃処分場の現地確認時の処理状況は適切か

➔ 産廃処分場の現地確認などの対応を真摯に受けてくれるかがポイントとなります。

現地確認で廃棄物処理法に定める処理基準（P14 参照）が守られているか確認し、適正に産廃が処理されていることを確認しましょう。

処理された産廃が、さらに、別の産廃業者において処分されている場合、その処理に関する委託契約書やマニフェストを確認することや、また、リサイクルされている場合、リサイクル品の売却状況等を確認することも重要です。

なお、場内が清潔で、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）など教育が行き届いているなど、処理状況以外の会社としての取り組みなどを確認することも有効です。

○ その他選定ツール【優良認定業者とは？】

以下の基準をクリアした産廃業者は、優良認定業者として、各自治体の認定を受けていることがあります。優良認定業者を選ぶことは、適正処理における事業者としての注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮されるほか、環境に配慮した事業活動を行っていることのアピールポイントになります。

優良認定業者を一つの選定の指標としてみてはいかがでしょうか。

ただし、優良認定を受けている場合でも、最後は自分の目で確かめ、信頼できる産廃業者を選定してください。

1 実績と遵法性	5年以上の産廃処理業を営んでいる実績があります。また、廃棄物処理法に違反して改善命令等の不利益処分を受けたことがなく、遵法性の高い産廃業者といえます。
2 事業の透明性	会社情報、取得している許可の内容、産廃の処理状況、施設の維持管理状況など、産廃の処理に関係の深い情報をインターネットで広く公表しており、事業の透明性が確保されています。
3 環境配慮の取組	ISO14001やエコアクション21等の認証を取得しており、環境に配慮して事業を行っています。
4 電子マニフェスト	事務処理の効率化、法令遵守、透明性の確保等、メリットの多い電子マニフェストが利用できます。
5 財務体質の健全性	通常の産廃業者に比べ、健全な財務体質を有し、安定的に事業を行っています。

<信頼できる産廃業者の選定における確認ポイントのまとめ>

- ・処理費用はあまりにも安くないか。
- ・不利益処分等はされておらず、法令遵守をしているか。
- ・インターネット等で会社情報が公表されており、経営は健全か。
- ・産廃処分場の現地確認などを真摯に受け入れてくれるか。
廃棄物処理法で定められている処理基準等を遵守しているか。
処理された後の物も、適正に処理などされているか。
5Sなどの取り組みがあるか。
- ・優良認定業者は、信頼できる産廃業者を探す一つのツールに、ただし、最後は自分の目で確認を。

産廃業者の情報は、各自治体のホームページにて公表されている産廃業者のリスト等から検索できるほか、公益社団法人京都府産業廃棄物協会への相談などを活用して、産廃業者を選定してください。

<参考>

京都市産業廃棄物処理業者名簿：<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000109763.html>

京都府産業廃棄物処理業者名簿：<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/meibo.html>

京都府産業廃棄物協会：<http://www.kyoto-sanpai.or.jp/>

産廃情報ネット：<http://www.sanpainet.or.jp/>

② 委託契約の締結

産廃業者の選定が終われば、産廃の処理の委託契約を行うこととなります。

委託契約は廃棄物処理法で基準が定められており、委託する産廃業者毎に書面にて委託契約を行う必要があります。



ポイント

収集運搬と中間処理などの処分を別々の産廃業者に委託する場合、どちらか一方に任せっきりの契約は廃棄物処理法違反となります。

委託契約は、各収集運搬業者、処分業者と個別で契約（二者間契約）を交わし、委託契約書には廃棄物処理法で定められた事項を記載する必要があります。

契約書を作成しないのはもちろんのことですが、その記載に漏れ、誤りがあったとしても違反となります。くれぐれも実際の処理内容と委託契約書の記載内容に相違がないようにしてください。（委託契約書の記載事項等は、P3で紹介した3Rセンター冊子が参考になります。）

③ 引渡しに伴うマニフェストの交付

委託契約ができたら、産廃を産廃業者に引き渡すことが可能となります。

産廃を産廃業者へ引渡す際は、必ずマニフェスト（産業廃棄物管理票）と一緒に渡さなければなりません。



ポイント

マニフェストは、その産廃を誰が排出し、収集運搬し、処分し、そしてその処理がいつ終わったかなどを記載することにより、処理されていることが確認できるものです。排出事業者は、運搬終了後、中間処理終了後、リサイクルや埋立処分終了後に産廃業者から返送されてくるマニフェストにより、その処理が適正にされているか内容を確認する責任があります。

委託契約と同様、マニフェストの記載事項は廃棄物処理法で定められており、マニフェストを産廃とともに交付していないことはもちろんのこと、記載に漏れ、誤りがあった場合でも違反となり、それを怠ったため**不適正な処理がされた場合、排出事業者が廃棄物の撤去を求められる措置命令などの不利益処分を受けかねません。**(マニフェスト記載事項等は、P3で紹介した3Rセンター冊子が参考になります。)

そのため、マニフェストの交付事務を行う従業員が変わったとしても正しく運用できるよう、その手順をマニュアル化するなど、確実に記載し、交付し、点検し、保管できるルールづくりを行うことが重要です。

なお、情報処理センターの電子マニフェストを使用する場合は、紙のマニフェストを交付する必要はなくなり、また、パソコンなどでその処理を随時確認できるため、より簡便で使用しやすいものとなっています。

収集運搬業者、処分業者も使用していることが必要ですが、導入されていない方は検討してみてもいいでしょうか。

情報処理センター：公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

URL：<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.shtml>

コラム



愛知県で発生した食品廃棄物転売事案では、食品製造業者のパート従業員が小売店において市場に流通するはずのない自社製品を発見し、自社本部に通報したことから事件が発覚しました。

この食品は、産廃としてマニフェストとともに一度引き渡されましたが、産廃業者が、処理していないにもかかわらず、あたかも処理をしたかのようにマニフェストに虚偽の記載をし、実際には転売していたようです。

マニフェストに記載された処理内容に怪しいところはないか、実際に適正に処理されているのか、これらを排出事業者として確認することが重要であることを再認識しなければなりません。

～引渡しまでに出来ること～

食品廃棄物を引渡す場合、食品として食べられないような措置などをあらかじめ行い、転売されるなどの不適正な処理がされない状態にすることも、不適正な処理を防止する上で、有効だと考えます。

以下に引渡しまでに出来ることを紹介します。なお、食べられないようにする措置が、その後のリサイクルの阻害とならないよう配慮することも必要だと考えます。

ア 処理前の措置

(ア) 開封・穴空け等

産廃業者に引渡す前に、開封等することにより食品としての再流通を防止することが可能であり、また、作業内容は比較的簡易と考えられます。

ただし、開封等により悪臭が漏れ出てくる可能性があるため、開封後に自社で保管する場合などは、悪臭対策を検討する必要があるかもしれません。

また、開封等の作業は排出事業者がする措置であり、原則、他者にその作業を委託することは出来ませんので注意してください。

(イ) つぶす等の破壊措置

産廃業者に引渡す前に、委託物をつぶす等することにより食品としての再流通の防止が可能であり、また、包装されたままの状態であれば悪臭等の発生の可能性も低いと考えます。

ただし、液状のものなどは破壊措置ができず、また、作業が困難かつ労力を伴う場合もあると考えます。なお、①と同様、原則、他者にその作業を委託することは出来ませんので注意してください。

④ 実際の処理状況の確認

①～③に加え、実際の処理が適正にされている必要があり、その処理状況を把握する必要があります。

転売等がされないように適正に処理されていること、その処理状況を産廃処分場の現地で確認することや、産廃業者の公開情報から施設の稼働状況等を確認することが重要となります。

～食品廃棄物の不適正な処理の防止策～

産廃処分場において、処理内容に沿った適正な処理がされることが、転売などの不適正処理を防ぐ上で非常に重要です。

実際の処理に当たっては、以下のような対策が考えられます。

なお、ここに示す以外の対策も考えられ、複数を組み合わせることにより有効な対策となると考えます。

これらの対策のうち、産廃業者の負担増にもなるものは、事前に（契約時等）書面等で取り決めを行っておくことで、後々のトラブル防止にもなりますので、委託契約の開始時や体制見直し時に、産廃業者と入念な打ち合わせを行っておくことをお勧めします。

ア 処理時の措置

① ピット等への直接投入

通常、産廃業者は、その産廃を処分するまでの間、保管場所でその産廃を保管します。

その間に、食品として不正に再流通される可能性があるため、保管せず、その産廃を直接、処理施設のピットへ投入することを条件として委託することも有効です。

ただし、処理方法によっては、このような対応が不可能な産廃業者も存在するため、依頼をする前に実施が可能かを確認しましょう。

なお、ピットへ直接投入できない場合でも、自身の産廃がピットへ投入されている写真などを入手することも有効です。

また、随時、ピットへ直接投入されているかを現地確認する必要もあると考えます。



直接ピットへ投入された様子

② 処理時の立会

運搬から処分されるまでの一連の工程に立ち会い、自分の目で確認するのも確実な方法です。この方法であれば、処理途中での不適正な扱い（委託内容と違う卸売業者に運搬する等）がされていないかチェックすることもできます。ただし、処分するまで数日かかるような場合などは、複数回訪問しなければならない可能性もあります。また、いつ処分が行われるか分からない場合なども想定され、処理を委託する回数や処理方法等を考慮し、立会の頻度を検討することが必要です。例えば製品として再流通が可能な形態のまま（例えば、消費期限や賞味期限が未だ残っている製品を廃棄する場合）処理委託する場合などにこの方法をとるなど、ケースによって使い分けることが効果的だと考えます。

なお、このケースを採用している方の多くは、その処理過程を写真などで撮影し、記録しておき、客観的にも適正に処理がされたことがわかるようにされているようです。

③ 産廃業者が設置している監視カメラによる確認

監視カメラなどで撮影されている処理状況を画像・動画で確認することも有効です。

カメラの設置状況等によっては何が処分されているか識別できないこともありますが、例えば、破碎機の上部を撮影しているような場合は、処理状況を確認することができます。

また、複数の定点カメラの画像・動画を組み合わせることにより、



処理前～後の状況が確認できるとし、それらの動画等の提供を求めている排出事業者の方もおられるようです。

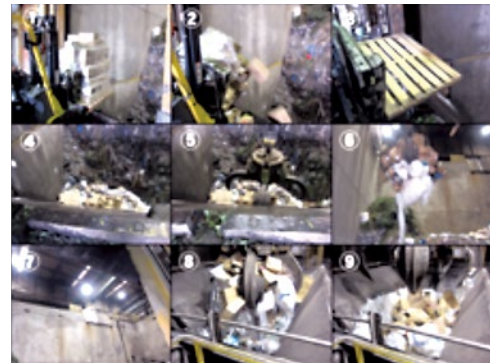
平成28年1月の事件を受け、顧客サービスの一環でこのような監視カメラの設置、リアルタイム配信システムの整備や備え付けているカメラ台数の増設などを検討している産廃業者も増えています。

④ 廃棄証明書（写真付き）の発行依頼

マニフェストに加え、以下のような情報を記載した廃棄証明書などを提示してもらうことも有効です。

- ・ 処理前・中・後の写真（右の写真）
- ・ 処理日時
- ・ 事業者の産廃と特定できる情報等（商品名、ロット、数量等）
- ・ 処理方法
- ・ 処理後のものの販売・処分先（※）等

なお、一部の産廃業者の方に確認したところ、廃棄証明書については、排出事業者の方から証明をお願いされた事項について報告されているようであり、排出事業者として自身の産廃を処理してもらう上で、証明してもらいたい事項を提示してもらえるように事前調整する必要があると考えます。



※ 加えて、処理後のもの（例えば、堆肥等）の売却伝票等の提供を受けることで、より確実な確認ができます。

イ 処理の状況の確認

前述のとおり、排出事業者は、「産廃の処理の状況の確認を行い、産廃が最終処分やリサイクルされるまでの間、適切に処理されることの措置を講ずること」という、いわゆる注意義務があり、委託した産廃の処理状況を確認する必要があります。

「処理の状況の確認」の例としては、以下のとおりです。

・ 現地確認

- ◆ 事業場内、従業員等の確認（5S関係）
- ◆ 委託契約書・マニフェスト・帳簿・伝票等の確認
- ◆ 処理施設や処理能力の確認
- ◆ 保管施設の確認
- ◆ 管理体制等の確認
- ◆ 転売等状況（防止策を含む。）のヒアリング
（確認内容の例は食品廃棄物処理業者の現地確認チェックリスト（P.13～14を参照））



・ 産廃業者の公開情報から施設の稼働状況等

- ◆ 事業計画の概要、処理施設の処理能力
- ◆ 産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量
- ◆ 産業廃棄物の処理工程図
- ◆ 最終処分終了までの一連の処理の行程
- ◆ 処理施設の維持管理の状況（産廃処理施設の許可を有する者のみ）
- ◆ 財務諸表

なお、現地確認は、単なる工場見学ではなく、自身の処理責任を果たすべく行うものであり、不明な点等があれば、必ず産廃業者に確認しましょう。

質問等に真摯に対応する産廃業者であれば、信頼関係を築いていけると考えます。

以下に、現地確認時の食品廃棄物の転売防止の観点からのチェックポイントを紹介します。

① 処理後のもの（堆肥等）に関する書類（マニフェストや売却伝票等）の確認

（食品）廃棄物が、委託内容と異なり転売等されている場合、通常あるはずの処理後のものに関する書類（産廃処理した場合は、マニフェスト、リサイクル品として売却した場合は、売却伝票等）がなかったり、廃棄物処理法で保存が義務づけられている帳簿への記載がない可能性があります。

マニフェストに他社での処理やリサイクル品として売却していると記載があるのに、処理や売却の実績がない、マニフェスト、売却伝票又は帳簿の内容に疑義がある場合などは、どれかが虚偽の記載で、転売等されている可能性があります。

また、包装材などは堆肥化等されたリサイクル品とは別に処理や売却等がされているケースが想定されます。

包装材などの処理状況にも注視し、処理委託した産廃が適正に処理されていることを確認することも有効です。

➔ 伝票や帳簿、マニフェスト等との間でおかしなところがないか確認をしましょう

処理後のものが産廃として他社に処理委託されている場合、その処理に係る委託契約書やマニフェストも確認しましょう。

また、包装材などの処理状況も確認しましょう。

② 不適正な保管及びマニフェストD票の確認

D票は中間処理などが終わった時点で事業者に戻送されます。

D票が返送されているのに、産廃が処理されず保管されている場合、単に事務処理上のミスなどの場合もあるかもしれませんが、もしかすると転売等や不適正な処理をしている可能性もあるかもしれません。また、保管量の上限より過大な保管を行っている場合や施設の処理能力をオーバーしているような場合、一時的に過大となっていることもあるかもしれませんが、こちらも同様の疑いがあるかもしれません。

適正な産廃の保管等されているか、また上記のようなケースを確認した場合、詳細な確認を行うことが重要です。

➔ 現地確認の際に、産廃の保管状況と返送されたマニフェストを比較しましょう

また、産廃の保管が過大になっていないかなど、不適正な保管がされていないか確認しましょう

補足

処理状況の確認の一端として、一般に市場に出回るはずのないものを産廃処理委託している場合は、市場での流通がないかという観点で市場調査をすることも、一つの対策です。

なお、商店街などで同一の産廃業者へ処理委託している場合、それらのコミュニティーで協力し合い、産廃業者の現地確認を行うのはいかがでしょうか。

また、処理状況を確認する場合、廃棄物処理法に定められた処理基準（P14参照）が守られているかを確認することも重要ですので、これらも含めて適正な処理がされているか確認しましょう。



2 取組事例などの紹介

実際に取り組まれている企業から事例を紹介します。
大変参考になりますので、是非、取り組みを検討してください。



(1) 酒造メーカーA社の場合

京都府内のA社は、今回の事件を受け、以下のような再発防止策を検討されています。

ア 処理単価が適正か

「安さには訳がある。極端に安い業者は疑う必要がある。」と考え、全工場の委託契約をチェックされています。

注意すべき点として「単純に数字を横並びにするだけではいけない。処理の方法や地域性も勘案する必要がある。」と話してくれました。

イ 産廃業者から「安心して処理を委託するための対策」の提案があった

ある産廃業者から、処理施設に投入する様子を監視カメラで撮影し、リアルタイムで顧客の持つタブレットに送信するサービス（検討段階）を提案されました。

他の産廃業者からは受入ロットごとに廃棄の様子を撮影した写真を付けた廃棄証明書の発行サービスを提案されたそうです。

今回の事件を契機に、産廃業者においても顧客の安心を得るための様々な取り組み、提案をしているようです。A社のように、契約中の業者にどのような対策が可能か、確認してみるとよいでしょう。

(2) 食品製造業者へのアンケート結果

平成28年3月に、京都府として、ある一定規模の食品業者にアンケート調査を行ったところ、30社から回答をいただきました。

なお、アンケート調査の結果は以下のとおりです。

回答者の取組み状況を参考に、対策を検討されてはいかがでしょうか。

Q1. 食品廃棄物の処理委託にあたり、転売発生を未然に防止するためにどのような取組みを行っていますか？

優良認定業者の積極的な利用	19
包装等から取り出した上での引渡し	16
潰す等の形状変化をした上での引渡し	12
電子マニフェストの利用	12
産廃の目的地への運搬を実地に確認（運搬車の追尾等）	10
包装材等の適正処理の確認（マニフェスト等）	8
産廃の処分への立会	7
処理後の堆肥、飼料等の販売実績の確認	4
食品リサイクル法の登録再生利用事業者の積極的な利用	4
廃棄証明書等の要求	3
インターネットの処理状況による適正処理の確認	3
信頼できる業者選び	3
特になし	0
その他	7

アンケートQ1の結果では、回答のあった食品業者は何かしらの対策が講じられており、優良認定業者への処理委託やインターネットなどでの処理状況の確認が積極的に行われていることがわかりました。

また、実際の処理において様々な対策がとられていることがうかがえます。

Q2. 産廃の処理の状況を実地で確認する頻度等の社内規定がありますか？

社内規定なし、不定期に実地確認	13
社内規定あり	8
社内規定なし、ただし定期的に実地確認	8
社内規定なし、実地確認は行っていない	0

アンケート Q2 の結果では、回答のあった食品業者では、社内規定はなくともほとんどの方が実地確認を行っていることがわかりました。

また、定期的に実地確認を行っている方のうち、8割を超える方が1年に1回、又はそれ以上、実地確認を行っていることがわかりました。

Q3. 実地確認のためのマニュアル、チェックリスト等は作成していますか？

作成済	12
作成検討中	5
作成予定無し	3

アンケート Q3 の結果では、実地確認のためのマニュアル、チェックリスト等の作成を多くの方が実施又はその検討をしていることがわかりました。

Q4. 実地確認時、どのようなポイントを確認していますか？

場内は整理・整頓等、5S が徹底されているか	23
産廃の保管状況が適正か（保管量が多すぎないか等）。	19
処理後のもの（処理残さ、堆肥等）の処理、販売は適正か	18
委託契約書・マニフェストは適切に整理・保管されているか	13
従業員がきちんとあいさつ等されているか。	13
事業場内に監視カメラを設置する等の防犯対策をしているか	5

アンケート Q4 の結果では、実地確認時に5Sなどを中心に確認されていることがわかりました。また、産廃業者としての許可証や掲示板などの掲示が適切にされているか、飛散、流出、悪臭等の対策が適切にされ、生活環境保全上の支障がないかなど、廃棄物処理法に定められた処理基準の確認が適切にされていました。

おわりに

食品廃棄物は、普通の産廃と違い転売等されるおそれがあるものです。

その処理に当たり、法遵守はもちろんのこと、実際の処理状況を十分に確認するなど排出事業者として、その食品廃棄物が最終処分されるまでの間、適切に処理がされるよう管理監督してください。

また、廃棄物の排出量を抑制することも重要と考えるので、検討してください。

排出事業者が食品廃棄物などの産廃の処理を委託する場合のポイント

- ・実際に処理できる産廃業者を探し、信頼関係を構築する
- ・適正な処理料金を負担する
- ・廃棄物処理法で定められた委託契約を行う
- ・産廃を引渡す時にマニフェストを交付し、返送されたマニフェストの情報により処理を確認する
- ・**実際に処理できるか、できているか、現場などを確認する** など

(参考資料) 食品廃棄物処理業者の現地確認チェックリスト (例)

◎ 特に転売防止に関するチェックポイント

◆ 事業場、従業員等の確認 (5S関係)

<input type="checkbox"/>	従業員は適切な作業服、安全帽、保護具を着用しているか。
<input type="checkbox"/>	従業員は挨拶ができていないか。
<input type="checkbox"/>	応対者は誠実に対応し、質問には丁寧に回答しているか。
<input type="checkbox"/>	場内に廃棄物の飛散等はなく、清潔に保たれているか。
<input type="checkbox"/>	場外に廃棄物や汚水の流出、悪臭等はないか。
<input type="checkbox"/>	◎従業員への廃棄物処理法などの教育(転売の違法性の教示等を含む)は実施しているか。

ヒアリング内容

◆ 処理施設の確認

<input type="checkbox"/>	施設は正常に稼働しているか。
<input type="checkbox"/>	施設に腐食が発生していない等、十分な維持管理が施されているか。
<input type="checkbox"/>	産廃の飛散、流出及び地下浸透防止措置が取られているか。
<input type="checkbox"/>	生活環境の保全上支障が生じるような悪臭、騒音、振動が発生していないか。
<input type="checkbox"/>	施設から汚水などが排水されていないか。
<input type="checkbox"/>	◎(ピット等への直接投入する契約をしている場合)ピット等への直接投入が適切に実施されているか。

ヒアリング内容

◆ 保管施設の確認

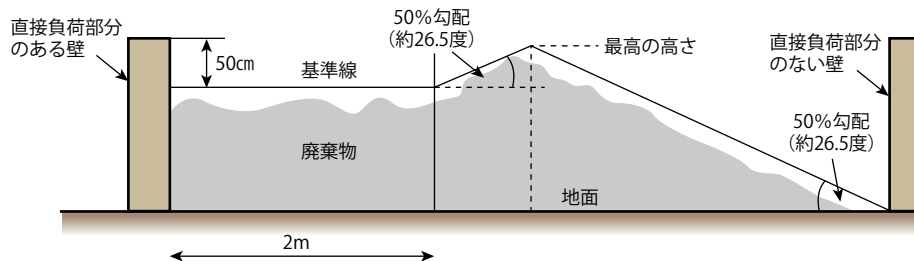
<input type="checkbox"/>	周囲に囲いが設けられているか。
<input type="checkbox"/>	必要な事項(保管する産廃の種類、保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先、屋外保管の場合は高さ等)を表示した掲示板が見やすい所に掲示しているか。
<input type="checkbox"/>	保管に伴い汚水が生じるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。
<input type="checkbox"/>	屋外で保管している場合、その高さは基準を超えていないか。
<input type="checkbox"/>	ねずみの生息や蚊、はえその他の害虫が発生していないか。
<input type="checkbox"/>	保管量は、処理能力の1.4倍(一部例外あり)を超えていないか。
<input type="checkbox"/>	◎処理後のものは、滞留していないか。
<input type="checkbox"/>	◎転売が疑われる保管(段ボール詰め冷蔵・冷凍庫での保管等)はないか。
<input type="checkbox"/>	◎(数日間保管する場合)保管施設の防犯・監視体制は適切か。
<input type="checkbox"/>	◎包装状態の製品の分別作業は適切に実施されているか。
<input type="checkbox"/>	◎保管されている処理前の産廃のマニフェストD票は返送されていないか。

ヒアリング内容

(参考 産廃処理基準 (中間処理業者に関するものを抜粋))

- ①処分に伴って産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- ②処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③産業廃棄物の処分に伴ってこれを保管する場合は次によること。
 - ア 周囲に囲いを設けること
 - イ 見やすい箇所に掲示板が設けられていること
 - ウ 産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - (ア) 汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - (イ) 屋外において容器を用いず保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さ (※1) を超えないこと。
 - (ウ) その他必要な措置
 - エ ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - オ 処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管してはならないこと。
 - カ 通常、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量 (建設業に係る産業廃棄物など一部例外あり) を超えないようにすること。
- ④※家電リサイクル法、石綿含有産業廃棄物に係る記述のため記載省略
- ⑤産業廃棄物を焼却する場合には、施行規則で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
- ⑥産業廃棄物の熱分解 (燃焼を伴わずに加熱により分解すること) を行う場合には、施行規則で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

(※1) 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。廃棄物が囲いに接する場合 (直接負荷部分のある壁) は、囲いの内側2mまでは囲いの高さより50cmの線以下とし、2mを超える内側は勾配50%以下 (約26.5度) とすること。



◆ 委託契約書・マニフェスト・帳簿・売却伝票等の確認

<input type="checkbox"/>	委託契約書、マニフェストは適切に記載され、保管されているか。
<input type="checkbox"/>	帳簿は整備され、委託した処理は適切に記載されているか。
<input type="checkbox"/>	◎ (処理後のもの (包装材などを含む) が他社で最終処分等されている場合など) 処理後のものの処理委託が委託契約書、マニフェストで確認できるか。
<input type="checkbox"/>	◎ (堆肥化や飼料化などされた処理後のものが売却されている場合など) 処理後のものの売却が売却伝票等で確認できるか。
<input type="checkbox"/>	◎ 返送されたマニフェストと売却伝票や帳簿とは、整合が取れているか。
<input type="checkbox"/>	◎ 処理前の産廃と処理後のものの量は、処理工程を踏まえて妥当か。

ヒアリング内容

◆ 管理体制等の確認

<input type="checkbox"/>	ISO14001、KES、エコアクション21などの認証を取得しているか。
<input type="checkbox"/>	企業の経営方針が明確に公開されているか。
<input type="checkbox"/>	地域住民との関係が良好であり、地域に貢献しているか。
<input type="checkbox"/>	地域住民の敷地内、事務所内、車両等施設への視察に応じているか。

ヒアリング内容



なすまる
京都府ごみ減量推進イメージキャラクター

このガイドブックに関するお問い合わせは、

京都府環境部循環型社会推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL : 075-414-4717 FAX : 075-414-4710

ホームページ : <http://www.pref.kyoto.jp>